

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

研究開発領域

中間評価報告書

平成25年10月5日

独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 研究開発領域の中間評価の目的	2
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域の概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域の中間評価	9
2-1. 当該研究開発領域の現状について	9
2-1-1. 研究開発プロジェクトの選考について	9
2-1-2. 研究開発領域の運営について	11
2-1-3. 研究開発の進捗状況について	13
2-1-4. 研究開発領域の目標の達成に向けた状況について	14
2-2. 当該研究開発領域全体について	15
2-2-1. 当該研究開発領域の運営改善への提案等	15
2-2-2. 社会技術研究開発センターの今後の事業運営改善への提案等	16
【参考資料】	
参考1：検討経緯	18
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に 関する達	19

1. 評価の概要

科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達」（平成 25 年 3 月 27 日 平成 25 年達第 39 号）」の第 5 条において、研究開発領域の中間評価は、研究開発領域の期間が 5 年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4 年程度を目安として実施することとしている。

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域は、平成 22 年度に設定され、研究開発期間は 6 年間である。本研究開発領域は、平成 25 年度が研究開発領域発足後 4 年度目にあたるため、評価委員会は中間評価を実施した。

1－1. 評価対象

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域（領域総括：秋山 弘子／東京大学 高齢社会総合研究機構 特任教授）に関する、平成 25 年 7 月までの研究開発の進捗状況と研究開発成果を評価の対象とした。

1－2. 研究開発領域の中間評価の目的

研究開発領域の中間評価は、研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会が実施した。評価委員会の構成員は以下の通りである。

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会委員

役職	氏名	現職（平成 25 年 10 月時点）
委員長	吉村 洋	公益財団法人 仙台市産業振興事業団 理事・FWBC 推進本部長／仙台フィンランド健康福祉センター研究開発館 副館長
委員	井上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 ビジネスマネジメントコース 准教授
委員	小田 利勝	神戸大学 名誉教授
委員	勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長／コミュニティソーシャルワーカー
委員	加藤 伸司	東北福祉大学 総合福祉学部 福祉心理学科 教授／社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター センター長
委員	黒川 由紀子	上智大学 総合人間科学部 心理学科 教授
委員	小山 剛	社会福祉法人長岡福祉協会 理事・評議員・執行役員／高齢者総合ケアセンターこぶし園 総合施設長
委員	丹波 史紀	福島大学 行政政策学類 准教授／うつくしまふくしま未来支援センター 地域復興支援部門 部門長兼地域復興支援担当 マネージャー
委員	藤井 博志	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 教授
委員	藤森 克彦	みずほ情報総研株式会社 社会保障・藤森クラスター 主席研究員

1-4. 研究開発領域の概要

研究開発領域の設置期間は、平成 22 年度から平成 27 年度（領域の事後評価期間も含む）の 6 年間としている。本領域には、開始時点で 1 つの研究開発プログラム「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」を設置し、複数のプロジェクトを実施することで領域における研究開発を推進する。領域運営の責任者として領域総括を設置し、研究開発領域のマネジメントを行っている。また、領域総括に対し専門的助言を行う領域アドバイザーを設置している。

研究開発領域の目標と概要については、以下のとおりである。

1-4-1. 研究開発領域の名称・領域総括

研究開発領域名：「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

領域総括：秋山 弘子（東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授）

1-4-2. 研究開発領域の目標

本研究開発領域で達成しようとする目標は以下の通りである。

- (A) 高齢社会に関わる問題について、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的根拠に基づき分析・把握・予測し、広く社会の関与者の協働による研究体制のもとに、フィールドにおける実践的研究を実施し、その解決に資する新しい成果（プロトタイプ）を創出する。
- (B) 高齢社会に関わる問題の解決に資する研究開発の新しい手法や、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的に評価するための指標等を、学際的・職際的知見・手法に基づき体系化し提示するための成果を創出する。
- (C) 本領域の研究開発活動を、我が国における研究開発拠点の構築と関与者間のネットワーク形成につなげ、得られた様々な成果が、継続的な取り組みや、国内外の他地域へ展開されることの原動力となること、また多世代にわたり理解を広く促すことにつなげる。

なお、本領域におけるコミュニティとは、行政区、学区等に限らず、共通の目的、価値に基づいて活動する人々の集まりや、企業、コンソーシアム等の団体、関連する職種等のコミュニティに関わる現場も対象とする。

1-4-3. 研究開発領域の概要

(1) 研究開発領域の設立経緯および必要性

我が国は、2025 年には 65 歳以上の人口が総人口の約 30%を超えられている。75 歳以上の高齢者の急激な増加が特徴的であり、特に都市部における増加が顕著となり大きな地域差が生じることが予想されている。このような状況においては、起こり得る問題の予測は非常に困難であり、現在我が国がおかれている現状を正確に把握し、問題点を洗い出し、対策の検討に向けた研究開発の実施が急務となっている。

高齢社会に関する研究開発は、これまでも国や民間の各種研究開発助成等を受けて実施されてきたが、現実社会における課題解決に向けて行う実証実験を伴った研究開発には適しておらず、また研究開発の規模として自然科学系分野が大きなウェイトを占めており、人文・社会科学系分野の参画が少ないという状況である。具体的な社会の問題の解決に資する成果を得るという観点からみると、必ずしも十分とはいえない。

高齢社会に関する問題は、従来の学問体系における個別の分野に特化した研究開発だけでは対処しきれるものではない。高齢者自身の心理状態、身体状態、社会的立場等をも考慮するべく、学際的かつ分野横断的な視点を持つ取り組みが求められる。これらに加え、研究者と現場の関与者との連携の下で、問題解決に向けて分野横断的に研究開発を推進する仕組みを整備し、現実の社会における問題の解決に資する具体的な技術や手法等の実証を伴った研究開発へ繋げていくことが必要不可欠である。

また、高齢社会の様態や、地域、コミュニティの現場における具体的な問題は日本全国一律ではなく、都市部や過疎地等の地域特性、多様なコミュニティの特性に応じて、課題を整理し、それに基づく社会システムを構築していく観点も重要となる。このため、適切に地域やコミュニティの現場を設定した上で社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について実証を行い、その成果を広く共有していくことも重要であり、これによって、さらに効果的な高齢社会の先進モデルの構築につながると考えられる。

独立行政法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）では、社会における様々な具体的な問題の解決のための仕組みを構築するとともに、異分野の研究者間、研究者と現場の関与者間の協働を進め、実証を伴った研究開発の実績を積み重ねることによって、新しい社会的・公共的価値の創出に貢献してきた。こうした背景を踏まえ、高齢社会に関する問題についても、社会技術研究開発センターがこれまでのノウハウを十分に活かすことで、その解決に向けた取組を効果的・効率的に進めていくことが可能と思われることから、同センターが進める戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」という研究開発領域を設定し、研究開発を推進することとした。

これらの背景を鑑み、本領域では、高齢社会の問題解決にあたって、複数分野にわたる視点をバランス良く併せ持ったプロジェクトを公募した。プロジェクトが達成しようとする成果は、何らかの知識を得ることに留まらず、社会の問題の解決に資する具体的な成果であることを求めた。

公募にあたっては、領域としての目標を達成するためのアプローチとして、あらかじめ2つの異なるカテゴリーを設定した。領域の3つの研究開発目標（1-4-2参照）に対して、カテゴリーⅠのプロジェクトの成果は（B）、カテゴリーⅡのプロジェクトの成果は（A）の達成を目指すものである。また、カテゴリーによらず全プロジェクトを含む領域全体の活動として（C）の達成を目指すものである。応募者には、応募の段階で以下に掲げるカテゴリーⅠ、カテゴリーⅡのどちらへの提案かを予め明示することを求めた。

カテゴリーⅠ：2～13 百万円未満／年
 社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの
 （研究開発のあり方や科学的評価のための指標等の体系化など）
 カテゴリーⅡ：20～30 百万円程度／年
 社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について、その実証まで
 行おうとするもの

（2）研究開発プロジェクト・プロジェクト企画調査等

本研究開発領域で平成 22 年度から平成 24 年度までに採択した研究開発プロジェクトは、以下の通りである。プロジェクト企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間調査を行ったものである。実行可能性調査は、研究開発プロジェクトとしての実行可能性を 1 年間で調査し、その結果に基づき、あらためて採択・不採択についての評価を行うことを条件としたものである。

＜平成 22 年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
Ⅰ	在宅医療を推進する地域診断標準ツールの開発	太田 秀樹	医療法人アスミス 理事長	3 年間
	新たな高齢者の健康特性に配慮した生活指標の開発	鈴木 隆雄	独立行政法人国立長寿医療研究センター 研究所長	3 年間
Ⅱ	ICT を活用した生活支援型コミュニティづくり	小川 晃子	岩手県立大学社会福祉学部 教授／地域連携本部 副本部長	3 年間
	セカンドライフの就労モデル開発研究	辻 哲夫	東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授	3 年間

＜平成 22 年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	企画調査期間
自立高齢者の健康維持・増進と社会参加・社会貢献を包括するプログラム指針の検討	佐藤 真一	大阪大学大学院 人間科学研究科 教授	6 ヶ月間
生涯現役高齢者が支える縮退都市の再活性化に関する企画調査	佐藤 俊郎	株式会社環境デザイン機構 代表取締役	6 ヶ月間

<平成23年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (平成25年10月時点)	研究開発期間
I	社会資本の活性化を先導する歩行圏コミュニティづくり	中林 美奈子	富山大学大学院 医学薬学研究部 准教授	3年間
II	「仮設コミュニティ」で創る新しい高齢社会のデザイン	大方 潤一郎	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 教授	3年間
	高齢者の虚弱化を予防し健康余命を延伸する社会システムの開発	新開 省二	地方独立政法人東京都健康長寿医療センター 研究所 研究部長	3年間
	高齢者の営農を支える「らくらく農法」の開発	寺岡 伸悟	奈良女子大学文学部人文社会学科 准教授	3年間
	高齢者による使いやすさ検証実践センターの開発	原田 悦子	筑波大学 人間系心理学域 教授	3年間

<平成24年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (平成25年10月時点)	研究開発期間
I	高齢者ケアにおける意思決定を支える文化の創成	清水 哲郎	東京大学大学院 人文社会系研究科 特任教授	3年間
	認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発	成本 迅	京都府立医科大学大学院 医学研究科 精神機能病態学 講師	3年間
II	健康長寿を実現する住まいとコミュニティの創造	伊香賀 俊治	慶應義塾大学 理工学部 教授	3年間
	広域避難者による多居住・分散型ネットワーク・コミュニティの形成	佐藤 滋	早稲田大学理工学術院 教授 / 総合研究機構都市・地域研究所 所長	3年間
	認知症予防のためのコミュニティの創出と効果検証	島田 裕之	国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学 研究センター 自立支援開発研究部 自立支援システム開発室 室長	3年間

<平成24年度採択実行可能性調査>

研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	調査期間
2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術※	小川 全夫	特定非営利活動法人アジア・エイジング・ビジネスセンター 理事長	1年間

※ 平成25年10月から研究開発プロジェクト「2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術」として採択され、平成27年9月まで研究開発を実施予定。

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティー」の両面から評価することとしている。「ピアレビュー」、すなわち当該研究開発領域に係る専門家としての専門的観点からの評価と「アカウンタビリティー」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価を実施する。

評価にあたっては、本評価のために領域総括が作成した中間評価用資料（研究開発領域活動報告書・非公開）等と、評価委員会における領域総括によるプレゼンテーション・質疑応答及び評価委員による意見交換を基に行った。

2. 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

研究開発領域中間評価

2-1. 当該研究開発領域の現状について

2-1-1. 研究開発プロジェクトの選考について

(1) プロジェクトの選考方針と選考における研究開発領域の目標との関連性

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域の課題認識は、「いまだ世界のどの国も経験したことのない超高齢社会が日本に到来する」ことになり、これまでにない課題に直面していることから、「新たな価値観の創造と社会システムの抜本的見直しが必要」であり、「まだどの国も解決したことのない高齢社会の課題に挑戦し、世界に先駆けてモデルをつくっていかなければならない」ということであった。この課題認識は、今日およびこれから人口が高齢化する日本の社会が抱える問題を解決する上でとても重要であり、この研究開発領域の意義を伝えるものとして高く評価できる。

プロジェクトの選考方針は、研究開発領域の目標に沿って立てられるものであり、その目標は、今日およびこれからの高齢社会の課題をどのように認識し、問題解決にはどのような方策が適切と考えるかによる。選考基準に示されているように、高齢社会の根本的な解決策に向けられた真に「新規性・先駆的独創性」に富んだ挑戦的なものであることがプロジェクトに期待されている。また、この研究開発領域のプロジェクト選考基準として特徴的なことは、プロジェクトの体制として「生活者、特に高齢者自身の参画等の多様な観点を含め、地域やコミュニティの多様な関与者の参画があり、その協働の方法が示されている」ことを求めているところである。特に、高齢社会に関わる解決すべき問題の把握について「現場」を重視している点や、多様な関与者による問題解決を志向している点は重要であり、社会技術研究開発センターならではの選考基準と考える。「地域」と「分野」が網羅的になるように選考する点も、新しい研究開発領域においては有効な方法だと考える。また、企画調査としての採択は、結果としては次の採択には至らなかったものの、選考方法としては評価できる。

しかし、選考過程に関する報告からは、プロジェクトの体制についての記述は散見されるが、「新たな価値観の創造と社会システムの抜本的見直し」や「まだどの国も解決したことのない高齢社会の課題に挑戦し、世界に先駆けてモデルをつくっていかなければならない」という課題認識に込められているような「新規性・先駆的独創性」が選考基準として重視されたという記載があまり見られず、重視されたことは、研究開発期間内での実行可能性であるように思われた。そのことは重要なことではあるが、「新規性・先駆的独創性」の高い挑戦的な提案を実行可能なようにしていくことが、この研究開発領域に期待されることであり、アドバイザーにも期待される役割ではないだろうか。

今後、地域・分野を網羅したプロジェクトを有機的に連携させて、そこから見出し得る成果に期待したい。

(2) 研究開発プロジェクトのバランス等

研究開発領域設置の際に作成された「研究開発の要素の布置図」をベースに採択プロジェクトを俯瞰すると、医療・介護、健康づくり、移動、住環境・まちづくり、災害復興など重要な分野が幅広くカバーされている。対象地域についても、北海道や沖縄、さらに高齢化が進む中国地方などの選定がないことなどは残念ではあるが、全国的な地域バランスを配慮した選定を行おうとする姿勢がみられる。これらのことは、おおむね研究開発領域の目標とも適合するものであると考えられる。都市部・中山間地、被災地等、特徴的なコミュニティを選んでいる点は、モデルとしての位置付けとしてはよいと考える。採択されたプロジェクトにおいては、様々な様態をもつ地域を幅広く対象とすることや、他地域への汎用性のある研究開発とすることなど、更なる努力も期待したい。例えば、離島などの条件不利地域、高齢化率が50%を越えるような集落なども考えられる。

また、応募件数と採択数を見ると、採択率が低く、応募も採択も大学関係からの提案が多いが、公益法人などが地方公共団体と協働して実験的事業を行うといったことにも意義があるので、そのような実践を行う事業団体などからの応募を促すとより幅の広い提案が集まるように思われる。また、採択の基準の明確化や、研究開発目標と直結する「カテゴリーⅠ」「カテゴリーⅡ」の分類については、区分する基準をよりわかりやすく示す必要があると考える。

個別的な指摘ではあるが、平成23年に不幸にも東日本大震災があり、その復旧・復興過程で提案された2件は、いずれも「カテゴリーⅡ」として研究開発目標(A)の達成を目指すものとして採択されているが、実践フィールドや実際のコミュニティでは、震災からの復旧・復興が高齢者の日々の要求であると思われるので、高齢社会に関わる課題の解決に資する新しい成果(プロトタイプ)を創出し、普遍的な実装への方向付けを行うことへの期待から鑑みると、東日本大震災からのコミュニティ復興を支援する過程で、どのように普遍性を見出していくか、どのような成果を求めるかについては更に議論が必要と思われる。今後、災害公営住宅への移住の段階では、災害公営住宅コミュニティ支援と残された被災者の仮設住宅コミュニティ支援が課題である。そのような課題を視野に入れたプロジェクトであってほしい。

(3) 領域アドバイザーの構成

領域アドバイザーの構成は、多領域にわたっており概ね妥当と思われる。狭義の「医療」「保健」「福祉」関係の専門家だけでなく、「住」の専門家等が含まれて幅広い構成になっている点は好ましい。さらには、「衣」「食」「アート」など、高齢者の生活の質(QOL)の向上に関連する分野や、ソフトのまちづくり、地域福祉、高齢者心理学などの幅広い視点からのアドバイスもあると望ましいと考える。また、高齢者社会のコミュニティづくりだからこそ、障害者分野や児童分野領域との協働も考慮が必要と思われる。障害者分野では対象者の約半数が高齢者であり、アプローチは「介護」よりも社会参加支援の志向が強い。高齢社会を志向するうえで、「高齢者」はもとより高齢者を含む「社会」に目を向けるようなアドバイスも必要なのではないだろうか。また、現在は、若い世代で、次世代に向けた持続可能な社会のために積極的に提案し、圧倒的なパワーと先進性を持ち、真摯な態度で社会に発信、貢献しているさまざまな分野の人々が現れているので、双方向の関係で若い

世代の知恵に学ぶことも今後の課題として考慮するとよいのではないか。

2-1-2. 研究開発領域の運営について

領域総括の運営方針として、今日およびこれから日本に到来する超高齢社会の課題が明確に述べられており、この研究開発領域に大いに期待を寄せることができる。高齢社会に向けて取り組むべき課題として、「①自立期間（健康寿命）の延長」と、「②住み慣れたところで日常生活の継続を支える生活環境の整備」（社会のインフラ整備）の2つを重視し、そして、「ひとつの有効なアプローチは、私たちが生活するコミュニティの課題を解決し新たな可能性を追求する具体案を考案し、それを実際にやってみる社会実験である」と、課題解決に向けた方策についても明確に述べられている。また、全国の「社会実験」の現場がアクションリサーチの拠点となり、相乗効果をもたらして「強力なエンジン母体」となるという構想は、壮大で重要だと思われる。こうした大きな構想のもとにこの研究開発領域を運営している姿勢を高く評価したい。一方、ある段階で、この壮大な構想について、時間軸を示した計画にする必要があるのではないだろうか。この研究開発領域の期間中に、「コミュニティの高齢化課題解決リソースセンター」の構想を具体化する活動が必要と考える。

領域総括の活動報告書では、「プロジェクトの推進は、領域総括が中心となってアクションリサーチを科学的に進めることを念頭に置き」と述べられている。しかし、採択されたプロジェクトの進捗状況を見る限り、アクションリサーチを研究開発方法として採用することが事前に明確に述べられているものがなく、アクションリサーチを研究開発の一つの方法として採用するという領域における位置づけと、それが各プロジェクトの実施にどのように活かされるのかについての連動性が必ずしも明確でないように思われた。また、プロジェクトの進行管理においても、目標設定とその到達度のチェック、及び費用対効果に関する検証、プロジェクト終了後の持続性を担保するための主体形成や仕組みづくり、人材育成・財源確保を含めたプロセスを評価することが必要と考える。途中で目標や計画を変更した場合、できなかったことや困難であったことの中にこそ、この分野で事業や活動を進めるための課題が見えてくるものであるので、単にアウトプット（結果）だけでなくその過程を示して分析することも必要であろう。

アクションリサーチとしての科学的方法論に関しては、領域総括の課題認識に沿って是非進めていただきたい。ただし、前述したように各プロジェクトの実践に関連した連動性は十分に考慮されたい。特に、コミュニティ実践の開発研究の特徴は、他と比較しがたい単一性（アクターが多様であること）であり、先行研究の前に先行実践として現れること、また、極めて流動的であり「仮説、目標設定」が困難であるという点からして、アクションリサーチにおいてもその実証方法と記録化の「科学性」にこだわるあまり、実践のダイナミズム、実践への力点を削がれない方法として提起することを期待したい。アクションリサーチの目的どおり、実践の実体化が重要と考える。アクションリサーチが効果的な方法となるためには、その課題を解決するためにアクションリサーチの方法が適しているということが確信をもって言えなければならないであろう。アクションリサーチの論文や報告書で、研究としての高い評価を得るには、専門的・理論的知識をまずはしっかりと身に

つけることが不可欠であり、それなしにアクションリサーチに入っても期する成果は上がらないであろう。いうまでもなく、アクションリサーチの成果は、理論や法則の構築を目指す科学的研究の成果とは同列に論じられない。理論化がされなくても、論文や報告書としてまとめられなくても、アクションリサーチによって課題が解決されることは学術的、社会的を問わずに成果として大いに評価されるべきであり、そのためのアクションリサーチであると考えます。

コミュニティの課題と課題解決を既存の研究方法で評価することの難しさは理解できるが、アクションリサーチが分析や評価方法として確立できるのか、それが学術の世界で科学的研究方法として説得力のあるものとなるのかについては、時間がかかるように思われる。また、コミュニティの課題をどう設定するのかによっても評価は変わってくる。プロセスは大切であるが、何をもって成功とするのかの基準、それを誰が評価するのかなどについて、量的・質的な研究も含めて、研究方法について広い視野と知見を持っているサポーター的な研究者にもアドバイスを求めるとよいのではないだろうか。アクションリサーチを科学的な研究方法として確立することを目指しているが、まず、研究者が係わることに価値があることを、対象地域の評価をベースに数値化するなどして根拠をもって示すことが肝要と思われる。地域は組織であるから、ナレッジマネジメント、組織行動論、組織運営など経営学の知見を参照することも有効かもしれない。これらを通じて、アクションリサーチを担う研究者に求められるスキルを抽出することも考慮されたい。

領域総括の方針、研究開発領域としてのプロジェクトのマネジメント、研究開発領域としての活動は、先進的な試みであり評価できる。領域アドバイザー方式の採用、定期的なサイトビジット、頻回な領域会議、領域シンポジウムなど、伴走型・ハンズオン型で各プロジェクトの成果が有効なものになるためのさまざまな手法で支援がなされていることは、好ましいことである。計画段階からプロジェクト側との議論を重ね、領域総括やアドバイザーが現地に積極的に足を運び関与することによって、単に研究費の配分をするということにとどまらず、プロジェクトの推進や新展開などに「協働」していく姿勢が見られる。また、これらの活動を通じて、マネジメント側とプロジェクト側が緊密なコミュニケーションを図る機会をもち、懸案事項や疑問点を早期に抽出してそれらの解消に向けて積極的に動いていたことも評価する。

大型の研究開発プロジェクトには、本領域で設置したようなアドバイザー制は大変有意義だと思われる。しかし、一人のアドバイザーが複数のプロジェクトに関わることによって、各プロジェクト代表者に他のプロジェクトとの関連性を示すことや、プロジェクト間の連携等を図ることによって、大きな成果への期待を示すことができる一方で、その専門性を活かすことが期待されるアドバイザーにとっては相当の負担になるのではないかと懸念する。今後、その成果を判断するために、どのような懸案事項をどのように解消してきたのか、双方にとってどのような視察及び議論が有益だったのか、プロジェクトごとの具体的内容の報告をお願いしたい。

また、積極的な介入は、プロジェクトの責任の所在が不明確になりがちな面も生じるように思われるが、プロジェクト側の納得のもと問題のないように進められたい。プロジェクト（研究代表者）側は、どうしても弱い立場になってしまいそうだが、研究代表者と領域総括・アドバイザーとの間で見解の相違等がなかったか、あった場合にはどのような対

処がされたのかなど、これまでの感触についての報告もあるとよいと考える。

「らくらく農法」、仮設住宅地のコミュニティ・インフラの整備など、形あるものは成果が外にみえやすく、画期的な素晴らしい試みである。一方、人の心に関わる領域は成果が形にみえにくい面があるが、人が生きていく上できわめて重要な分野であるので、人の心を支えるプロジェクトにおいても、先進的な研究計画の提案があればぜひ支援を行っていただきたいと考える。特に、震災に関連する地域のプロジェクトに関しては、震災を経てからコミュニティを構成する人たち一人ひとりの生活の質（QOL）や心理的な面でどのような変容があったのかについても評価していく必要があると考える。また、さらに領域の研究が充実しネットワーキングが図られる中で、プロジェクトからの提案の段階で、従来の枠を超えたネットワーキングによる新しい手法が創出されることの支援が行われることも期待したい。

コミュニティの課題を解決することは重要なことであり、これまでも個別地域で様々な取り組みがなされ、多様な成果が報告されてきた。しかし、もう一步進んで考えてみると、今日およびこれからの高齢社会が抱える課題は、既にそうした対応では難しい局面に入っているとも言えるのではないだろうか。領域総括の運営にあたっては、そうしたアプローチの限界や社会全体の課題との関連を考慮することが重要であろう。

2-1-3. 研究開発の進捗状況について

単に研究活動の推進という従来の科学研究の領域にとらわれず、地域課題の社会技術による解決を目指していることや、アクションリサーチによる評価指標の開発に取り組むなど、今後の科学技術的貢献などにおいて意欲的な取り組みであると評価できる。中間段階なので、この後の経過を見守る必要があるが、個々のプロジェクトが目標の達成に向けて誠意をもって尽力されており、遅滞なく推進されているものと推察される。社会的貢献については、各々の地域や分野で一定の成果が期待される。科学技術的貢献に関しては、「科学の知」のあり方をめぐり、異なる見解があると思われるが、現場で高齢者およびそれを取りまく人々に資することをもっとも優先させようとしている姿勢が高く評価できる。こうした活動を通じ、従来の狭義の「科学」のための「科学」を超えた、新たな科学の地平が開かれる契機となることを大いに期待する。

採択されたプロジェクトは、いずれも興味深く重要なテーマであるが、それをどう評価するのかが大きな課題ではないかと思われる。プロジェクトによっては既存の方法で評価しているものもあり、その点では説得力のある成果が上がると思われるが、研究によっては既存の方法で評価しにくいものもある。アクションリサーチを重要な手法として位置づけているが、恐らくこれはまだ発展途中のものであろう。アクションリサーチの手法が研究成果の評価にどのように現れるのかを期待したい。

また、領域総括の運営方針で示された構想については、先述のとおり、何合目まで来たか、それを次へどう繋げていくかを、時間軸を示した計画をベースに議論する機会をもってはどうか。

2-1-4. 研究開発領域の目標の達成に向けた状況について

研究開発領域が設定する所期の目標は、現状のままではほぼ達成する見通しがあると評価する。

研究開発目標では、以下の3つの目標が示されている。すなわち、①地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的根拠に基づき分析・把握・予測し、広く社会の関与者の協働による研究体制のもとに、フィールドにおける実践的研究を実施し、その解決に資する新しい成果（プロトタイプ）を創出すること、②高齢社会に関わる問題の解決に資する研究開発の新しい手法や、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的に評価するための指標等を、学際的・職際的知見・手法に基づき体系化し提示するための成果を創出すること、③これらの成果をもとにした研究開発拠点の構築と関与者間のネットワーク形成につなげ、得られた様々な成果が、継続的な取り組みや国内外の他地域へ展開されること、の原動力となること、また多世代にわたり理解を促すこと、である。

領域目標に示されているように、「科学的根拠に基づき」あるいは、「科学的に評価する」と明示されていることから、得られた成果は、ある程度普遍的な条件設定や仕組みにより他地区への展開が可能となることが期待されている。その点に関し、領域全体の成果創出に向けた3種の活動「アクションリサーチ委員会」「情報発信委員会」「ネットワーキング委員会」は、よく検討されている。委員会を設置した目的として、「領域全体としてさらなる社会的インパクトをもった成果を創出する」ことがあげられている。どのような成果があげられるかは現時点では不明であるが、重要な役割を担う委員会として、以下の点を期待したい。

「アクションリサーチ委員会」

アクションリサーチにおける課題の設定とそれに対する科学的評価は難しい面がある。しかし、そうであるが故に、本研究開発領域でチャレンジする意義は大きいと考えている。良い活動をして、科学的評価なしでは、社会的な広がりや期待できない。科学的評価を得るには研究者の参画が求められるが、アカデミックな世界でのアクションリサーチへの評価が低く、こうした活動に関与する研究者が広がっていない、という現状を変えていけるような成果を期待したい。若手研究者の育成などにも取り組むプロジェクト開発に発展する可能性もあり、期待したい。

アクションリサーチに関する書籍については期待している。現状では、量的調査と質的調査の双方をやりながら論文を書いている実情があるので、実際の研究開発（研究開発プロジェクト）においては定量的調査の可能性も追求していただきたい。地域を対象とするときの不確実性や評価軸の変化に応じた質的調査と、科学的に評価するための数値の記述や検証可能性など、納得できるような定量的な形で提示することの両方が求められると考える。また、海外ではどのような手法で科学的評価がなされているのか、といった点も紹介していただけると、参考となるように思われる。

「情報発信委員会」

地域の問題解決に向けてのプロセスを6段階に分けて、プロジェクト間の相互連携や共

有できるノウハウを示そうとしている点、標準フォーマットにより集積化が図られている点は、有意義だと考える。プロセスの標準化に結び付く可能性もあるのではないかと期待している。しかしながら、他地域への展開のための応用性、分析と質という点から見れば、その見通しは不透明であると言わざるを得ない。領域総括の報告の最後に提言されている「コミュニティの高齢化課題解決リソースセンター」が構築できるかどうかはこの点にかかってきており、国際拠点の構築より以前に、国内における課題解決にどう応えられるか、横展開を広げられる仕組みを構築できるか、領域アドバイザー含め議論を深めていただき、十分な分析を行った上で有益な手法を示すことを期待したい。「情報整理フォーマット」が完成したら、分析をした上で、広報手法を検討されたい。例えば、メディアなどを通じた広報なども含め、どのタイミングで、誰に対して、どのように発信していくかについてもさらに議論を深めて検討されたい。

「ネットワーキング委員会」

各プロジェクト間のネットワークのみならず、領域外のネットワークをも結び付け、最終的に「コミュニティの高齢化課題解決リソースセンター」を設立するという構想は魅力がある。構想の具体化に期待したい。

個別プロジェクトの進捗状況については、現時点では情報が不足しており、具体的な成果の見通しは把握できていないが、プロジェクトへのマネジメント側の方針が明確であり、プロジェクト側と密接に対話・協働しながら進めているので、目標達成を期待できる。しかし、研究開発領域の目標が達成される見通しがあるかないかというよりも、研究開発領域として走り出した以上、達成して欲しいと強く願う。秋山領域総括が活動報告書の中で述べられていることが達成され、高齢社会に関わる問題の解決に資する新しいプロトタイプが創出されて、実効性のある政策等に結び付いていくことが、本研究開発領域に課せられた使命であると考え。研究開発によって得られた知見、研究成果などについては、他の地域（国内外を含め）などへの汎用化や展開を図れるように努力をすること、さらにはその成果の国民・地域への還元、発信などを一層進めていくことを期待する。

2-2. 当該研究開発領域全体について

2-2-1. 当該研究開発領域の運営改善への提案等

これまでのコミュニティ関連の研究全般にいえることであるが、資金の支援があるときにはかなり集中的にかかわり、研究が終了して支援がなくなるとそのコミュニティから手を引いてしまう傾向があるように思える。研究開発をモデル事業的に行って終わりではなく、研究が終了してもコミュニティの人たちに引き継がれるような仕組みを作って研究を終えるようにする必要があると考える。

「社会実験の場をもつこと」「地域やコミュニティの多様な関与者の参画」「人文・社会科学系研究者と自然科学系研究者の双方の参画」など、今後の高齢社会のデザインを考える上で、従来にはない重要な試みをしていると考える。今後、地域・分野に網羅したプロ

プロジェクトを有機的に連携していくとのことであるが、相乗効果を期待している。各プロジェクトの終了後に、どのような形で地域に根付かせたのかという点に関心があるが、各プロジェクトの情報は「コミュニティの高齢化課題解決リソースセンター」に蓄積されるとしても、各地域にアクションリサーチの拠点として、地域住民に引き継がれていくことが理想的だと考える。また、「団塊の世代」が75歳以上の高齢者になるまで、12年間しか残されていない。そこで、網羅的に実施してきたプロジェクトを俯瞰した上で、どのプロジェクトあるいはどの分野を優先的に全国に広げていくべきかの検討や、次のステップへ繋げるための仕組みづくりや財源確保の方策の紹介・助言なども必要であろう。また、各プロジェクトについても、成果の他地域などへの展開や汎用化を図ることを意識していただき、プロジェクトの推進中から一層の情報発信を行うことなどを期待したい。

2-2-2. 社会技術研究開発センターの今後の事業運営改善への提案等

今後の我が国の高齢社会に貢献する研究を行い、研究のための研究にならないように努力している姿勢が感じられる。特に、社会科学領域の研究が実際のコミュニティで活かされていくように、開発だけではなく普及にも力を入れ、国民の福祉に貢献できるような支援を行っていくことを切望する。

本研究開発領域で採択されたプロジェクトは、大学や研究機関等の研究者が研究代表者になっているものがほとんどであり、NPOなどの実践家がリーダーとなっているプロジェクトが少なかった。この点について、大学や研究機関等の研究者だけでなく、実践家も応募しやすいように、提出書類の簡素化を検討してはどうか。今後の新規研究開発領域の運用にあたって、現場での実践研究を重視する場合は、理論的実践家からの採択が増えるよう、募集発信先、申請書類、採択額（手頃な額でないと実践現場にとっては敷居が高い）に配慮していただくとよいのではないだろうか。カテゴリーⅠとⅡの区分についても応募者にとってはわかり難いのではないかと思われる。カテゴリーの基準はプロジェクトの目的（選択肢の提示・指標等の体系化、技術や手法等の実証等）や予算規模とも結びついているので、基準をわかりやすく示す必要があるのではないか。また、大都市主導のビッグプロジェクトに支援が偏らないよう、配慮が必要であると考え。小さな規模であっても地域の特性に応じた意義の深い提案に対しては、どのようにすれば研究開発として効果的な提案となるのか等、提案段階でのアドバイス・支援があってもよいのかもしれない。大きな機関には、大抵サポート体制が整っているので、申請段階で小さい団体が不利にならないような配慮があることが望ましい。プロジェクトの活動を通じてネットワークが進むなかで自然に他地域や他分野へのネットワークができてくることも期待する。

社会技術研究開発センターのプログラムとして「研究開発成果実装支援プログラム【成果統合型】」が用意されているとのことであるが、各プロジェクトの事後評価を実施するには、どのような基準からどのようなプロジェクトが「実装支援プログラム」に引き継がれるのか、また、終了後のプロジェクトの見通しについても情報の提示を求めたい。また、研究開発テーマにもよるが、社会技術研究開発センターの他の研究開発領域のプロジェクトや、科学技術振興機構の他のプログラム、例えば研究成果展開事業「戦略的イノベーション創出推進プログラム（S-イノベ）」等との連携推進も大いに検討していただきたい。

評価に関しては、各プロジェクトの予算執行が、目標とするプロジェクトの成果に適切であるかどうかを評価する材料に非常に乏しく、さらなる評価委員への情報提供をお願いしたい。また、評価委員自身がサイトビジットなどに参与していくことも想定でき、そのための情報提供なども検討されたい。

検討経緯

平成25年度第1回「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

平成25年6月30日

議事：

1. 評価の予定と進め方について
2. 評価項目について

平成25年度第2回「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

平成25年8月27日

議事：

1. 評価対象研究開発領域プレゼンテーション
2. 総合討論

平成25年度第3回「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

平成25年10月5日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達

- (平成17年 7月 8日 平成17年達第91号)
- 改正 (平成18年11月22日 平成18年達第99号)
- 改正 (平成19年 1月24日 平成19年達第 4号)
- 改正 (平成19年 4月11日 平成19年達第72号)
- 改正 (平成19年 6月13日 平成19年達第80号)
- 改正 (平成19年11月28日 平成19年達第124号)
- 改正 (平成20年 3月26日 平成20年達第27号)
- 改正 (平成22年 6月23日 平成22年達第105号)
- 改正 (平成23年 3月28日 平成22年達第53号)
- 改正 (平成23年 4月20日 平成22年達第112号)
- 改正 (平成23年 5月25日 平成22年達第115号)
- 改正 (平成24年 3月30日 平成24年達第57号)
- 改正 (平成25年 3月27日 平成25年達第39号)

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 研究開発領域に係る評価
 - 第 1 節 研究開発領域の評価
 - 第 2 節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価
 - 第 3 節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
 - 第 4 節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 3 章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 4 章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第 1 節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価
 - 第 2 節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第 3 節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第 5 章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価
 - 第 1 節 研究開発成果実装支援プログラム（公募型）の評価
 - 第 2 節 研究開発成果実装支援プログラム（成果統合型）の評価
- 第 6 章 評価方法等の周知、改善等

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第 4 条第 2 号の規定に基づき、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発セ

ンター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

（評価における利害関係者の排除等）

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合

（評価の担当部室）

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

第2章 研究開発領域に係る評価

第1節 研究開発領域の評価

（評価の実施時期）

第5条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

（事前評価）

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発領域
 - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。

- b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
- c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。

イ 領域総括

- a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
 - b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。
- (3) 評価者
社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き
センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
イ 研究開発成果の現状と今後の見込
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則（平成17年規則第70号）第5条に規定する研究開発領域毎に設置する評価委員会（以下「領域評価委員会」という。）が行う。
- (4) 評価の手続き
評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 研究開発領域の目標の達成状況
イ 研究開発マネジメントの状況
なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者
領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第9条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発プログラムの設定前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第10条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第11条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プログラム
 - a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。
 - b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。
- (3) 評価者
会議が行う。
- (4) 評価の手続き
センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第12条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的

研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
 - イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者

領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第13条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プログラムの達成状況
 - イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者

領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
(評価の実施時期)

第14条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

- (3) 事後評価
研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (4) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第15条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a 第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。
 - b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第16条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発の進捗状況と今後の見込
 - イ 研究開発成果の現状と今後の見込
 - ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者
領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第17条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性
 - ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況
 - エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
領域評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第18条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）
 - イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）
 - ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
 - ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研

- 研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
- イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
 - ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価 (評価の実施時期)

第19条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第20条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア プロジェクト企画調査
第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ プロジェクト企画調査計画
定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第21条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第22条 問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）の評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第23条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第8条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会（以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第24条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a サービス科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

- イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況
- ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者
サービス科学プログラム評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第27条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）
 - イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
 - ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
 - イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
 - ウ 評価は、サービス科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第28条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第30条 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）の評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第31条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第10条に規定する政策のための科学プログラムの評価委員会（以下「政策のための科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

政策のための科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第32条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第33条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
政策のための科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第34条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準

- ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
- イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
- ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者
政策のための科学プログラム評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第35条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）
 - イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
 - ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
 - イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
 - ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第36条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第37条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況
イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況
なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価

第1節 研究開発成果実装支援プログラム（公募型）の評価

（評価の実施時期）

第38条 研究開発成果実装支援プログラム（公募型）に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

（事前評価）

第39条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 実装支援の対象
 - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。
 - b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。
 - c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること
- イ 実装責任者
実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。
- ウ 実装計画

- a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
 - b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。
 - c 適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括（公募型）がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第40条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 実装支援の目標の達成状況
イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
プログラム総括（公募型）がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第41条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 実装の継続的な実施状況や発展状況
イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果
ウ その他
なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装

支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第2節 研究開発成果実装支援プログラム（成果統合型）の評価
（評価の実施時期）

第42条 研究開発成果実装支援プログラム（成果統合型）に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

（事前評価）

第43条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 実装支援の対象
 - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が明確であること。
 - b 複数の研究開発成果を活用し、関与者の役割も含めた包括的かつ具体的な提案となっていること。
 - c 実装支援による成果とそれによる効果が明確化されていること。
 - イ 実装代表者
実装支援の代表者として、その活動に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 実装促進計画
 - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
 - b 実装支援終了後の実装の継続及び発展の展望・道筋が示されていること。
 - c 適切な実施体制、実施規模であること。

なお、領域総括等の推薦あるいは評価委員会からの所見において、初動期間の設置が適切であると表明された場合、評価項目及び基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

また、初動期間終了後の本格的実装活動への移行の際の評価項目及び基準についても同様とする。

- (3) 評価者
会議を行う。
- (4) 評価の手続き
提出された実装支援の提案について、評価者が評価を行う。

（事後評価）

第44条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 実装支援の目標の達成状況
イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の状況
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
各実装支援対象プロジェクトのガバナンスボードが行う。
- (4) 評価の手続き
実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第45条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
ア 実装の継続的な実施状況や発展状況
イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果
ウ その他
なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。
イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第6章 評価方法等の周知、改善等

(被評価者への周知)

第46条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第47条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第48条 この達に定めるもののほか、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日 平成22年達第105号）

この達は、平成22年6月23日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成22年4月28日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年達第53号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年達第112号）

この達は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年達第115号）

この達は、平成23年5月25日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 平成24年達第57号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日 平成25年達第39号）

この達は、平成25年4月1日から施行する。